

第1 監査の対象

市民協働事業の実施状況について

第2 監査の期間

平成30年9月3日から平成30年12月14日まで

第3 監査の目的

少子高齢化の進行や核家族化などに伴い、地域だけではあるいは行政単独では解決できない地域課題は複雑・多様化しかつ増加してきている。このため、各自治体においては、行政や市民、区・町内会・自治会やNPOなどの市民活動団体、企業等の多様な主体が、公共サービスの向上を含めた地域課題の解決という目的の共有の下に、それぞれの立場の特性や専門性を尊重し活かしながら協働（連携・協力）するまちづくりが進められている（以下、「市民協働」という。）。

本市では、行政運営の総合的指針である「第五次春日井市総合計画（2008-2017）」において、多様化する市民ニーズに応えていくためには市民参画と協働のまちづくりが不可欠として計画初年の平成20年を協働元年と位置づけ、平成24年策定の「春日井市市民活動促進基本指針」の下に、区・町内会・自治会を中心とした自主的な市民活動の促進が図られてきたところである。そして、本年策定の「第六次春日井市総合計画（2018-2037）」においては、総合計画の実現に向けたまちづくりの進め方の中に「市民協働の推進」を掲げ、市と市民が、地域や社会の課題を解決するための目的を共有した上で、互いの役割と責任を自覚し、自主性と主体性を尊重し、対等な立場で助け合うまちづくりを進めることとしている。

市民協働の主体は、能力、資源、ノウハウ、規模、特技などにおいて様々であり、考え方や取り組み方も異なるが、互いに補完し合うことができれば、相乗効果として、効率的・効果的に、公共等サービスの質の向上や新たな成果を生み出すことが期待でき、ひいては、魅力的で実効性のあるまちづくりの実現に資するものと考えられる。

そこで、市民協働として取り組まれている事業（以下、「市民協働事業」という。）

に関して、協働の目的と効果、経緯と必要性、評価及び見直し、市民への周知等の項目を主眼に効果的に実施されているか監査を行った。

第4 監査の方法

市民協働事業の実施状況について、次のとおり対象及び主な着眼点を設定して監査を行うこととし、監査の実施に当たっては各部署から調査票の提出及び担当職員の説明を求めた。

<対象>

30年度に市民活動支援センターが作成（更新）した平成29年度市民協働取組状況一覧表に記載された市民協働により実施した事業のうち、30年度も引き続き市が事業を実施しているものを対象とした。

<主な着眼点>

- 1 市民協働事業の趣旨や必要性は検討されているか。
 - (1) 協働の必要性は検討されているか。
 - (2) 協働で実施する目的や効果は明確にされているか。
 - (3) 協働相手の選定は目的等に沿ったものとなっているか。
- 2 市民協働事業は効果的に実施されているか。
 - (1) 必要な情報は十分に共有されているか。
 - (2) 役割分担は明確にされているか。
- 3 市民協働事業の評価・検証は行われているか。
 - (1) 成果や効果等の評価・検証はされているか。
 - (2) 評価・検証を活用した見直しや改善はされているか。
- 4 市民協働の状況は市民に周知されているか。
 - (1) 市民の自主的・主体的な行動につなげるための情報提供となっているか。
- 5 市民活動の促進等は図られているか。
 - (1) 関連部局との情報共有や連携、協働事業の拡充は図られているか。

第5 監査の結果

1 市民協働事業の実施状況

(1) 市民協働事業の分野

29年度に実施され、30年度も引き続き市が実施している市民協働事業を、事業内容により次のとおり分類した。

- ア 防災・生活安全 防災・減災、防犯、交通安全
- イ 健康・福祉 健康、高齢者福祉、障がい者福祉、地域福祉
- ウ 子育て・教育 子育て子育て、教育環境
- エ 市民活動等 市民活動、男女共同参画・多文化共生、文化・スポーツ・生涯学習
- オ 都市基盤・産業 都市基盤整備、産業振興
- カ 環境 地球・自然環境、ごみ・環境美化
- キ 情報発信 ホームページ、フェイスブック等による情報や魅力の発信

分野別の市民協働事業数は、表1のとおりであった。

表1 分野別の市民協働事業数

協働分野	事業数	主な事業
防災・生活安全	15	防災拠点訓練、災害時要援護者支援制度、子ども防犯教室、消費生活展等
健康・福祉	20	認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、健康救急フェスティバル、食生活改善事業等
子育て・教育	38	学校と地域の連携推進事業、子育て家庭訪問支援事業、わいわいカーニバル、児童見守り地域協力隊等
市民活動等	79	地域づくり推進大会、ボランティアスクール、成人式実行委員会、春日井まつり、各種講座、区町内会助成等
都市基盤・産業	14	地域住民サポーター事業、都市公園等除草・清掃地元管理、春日井違反広告物簡易除去活動、緑の奨励金事業等
環境	21	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議、かすがいクリーン大作戦、合同パトロール、市民環境フォーラム等
情報発信	4	春日井みつけ隊、春日井の魅力発信パートナー、JR春日井駅自由通路公共掲示板、さくら開花情報
合計	191	

市民協働事業の総数は191事業で、全18部局中13部局（28課等、12出先機関）で実施され、分野別では、「市民活動等」が79事業（41.4%）と最も多く、次いで「子育て・教育」の38事業（19.9%）、「環境」の21事業（11.0%）であった。

(2) 取組開始年度

市民協働事業として取組を始めた年度は、表2のとおりであった。

表2 取組開始年度

(単位：事業)

協働分野	事業数	取組開始年度			
		25年度以降	20～24年度	15～19年度	14年度以前
防災・生活安全	15	3	2	5	5
健康・福祉	20	8	7		5
子育て・教育	38	14	8	8	8
市民活動等	79	20	19	9	31
都市基盤・産業	14	6	5	1	2
環境	21	4	3	4	10
情報発信	4	3	1		
合計	191	58	45	27	61

(注) 市民協働に関する計画策定状況 15年3月 春日井市ボランティア活動推進基本計画
20年2月 第五次春日井市総合計画
24年11月 春日井市市民活動促進基本指針

「第五次春日井市総合計画(2008-2017)」で協働元年と位置づけた20年度以降に市民協働を始めたのは103事業(53.9%)、そのうち「春日井市市民活動促進基本指針」策定後(25年度以降)に市民協働を始めたのは58事業で、「市民活動等」や「子育て・教育」の分野が多かった。なお、14年度以前から市民・団体・企業等との連携・協力に取り組んでいた61事業(31.9%)は、「市民活動等」や「環境」の分野が多く、春日井まつりや春日井市民納涼まつり、かすがいクリーン大作戦などであった。

(3) 実施場所と対象者

市民協働事業の実施場所を中学校区を基準に次の3つの地区に分類し、いずれの地区でも実施しているものは「市内全域」とした。

- ・東部地区(坂下、高蔵寺、藤山台、高森台、石尾台、岩成台中学校区)
- ・中部地区(東部、中部、鷹来、松原、柏原、南城中学校区)
- ・西部地区(西部、知多、味美中学校区)

実施場所と対象者の状況は、表3のとおりであった。

表3 実施場所と対象者の状況

(単位：事業)

協働分野	実施場所・ 対象者 事業数	場所				対象者					
		市内 全域	一部地域（複数回答）			限定 あり	内訳（複数回答）				限定 なし
			東部 地区	中部 地区	西部 地区		乳幼児	小・中 学生	高校・ 大学生	高齢者	
防災・生活安全	15	13	1	1		9	2	2	2	3	6
健康・福祉	20	12	2	8		6	3			3	14
子育て・教育	38	11	6	21	3	38	23	29			
市民活動等	79	26	10	36	10	22	13	8	8	6	57
都市基盤・産業	14	6	5	3		3	1	2	2	1	11
環境	21	7	6	8		4	4	3			17
情報発信	4	3		1							4
合計	191	78	30	78	13	82	46	44	12	13	109

(注) 高齢者は65歳以上の者を示す。

実施場所は、「市内全域」と公共施設の多い「中部地区」がそれぞれ78事業、次いで「東部地区」が30事業、「西部地区」が13事業であった。なお、地区での開催は、公民館や交通児童遊園などが主催する講座や催し物などで対象地域に制限があるものではなかった。

対象者を限定しているものは、「子育て・教育」の分野では全38事業、「市民活動等」の分野では22事業と多く、「子育て・教育」では、未就学児のいる世帯を訪問して両親の育児不安の解消などを図る子育て家庭訪問支援事業、藤山台小学校及び藤山台中学校の教育活動の充実及び発展を図る学校と地域の連携推進事業などであり、「市民活動等」では、4か月児健康診査時に保護者に絵本の手渡し等を行い本に親しむ家庭環境の重要性を啓発するブックスタート、市民活動の基礎的な理解を深め、実際の活動体験を通じて市民活動参加へのきっかけを作る青少年ボランティアスクールなどであった。なお、対象者を限定しないものは、市内の在住、在学、在勤者を対象とするなど、年齢を限定せず広く市民の参加を求めるもので、イベントや啓発、講座などであった。

(4) 協働相手

協働相手を次のとおり分類し、その分野別の状況は表4のとおりであった。

- ア NPO法人 特定非営利活動促進法により法人格を認証された団体
 イ 各種市民団体 法人格をもたない非営利活動団体やボランティア団体（地縁

団体を除く)

- ウ 地縁団体 区・町内会・自治会や子ども会、老人クラブなど、その地域の縁で形成された団体
- エ 教育機関 中部大学、市内の高等学校等
- オ 事業者 企業、商工会議所等
- カ 個人 団体等への所属の有無にかかわらず、公募や依頼により活動

表4 協働相手の状況（複数回答あり）

（単位：事業）

協働分野	協働相手		NPO 法人	各種 市民団体	地縁 団体	教育 機関	事業者	個人
	事業数							
防災・生活安全	15			7	4	1	1	2
健康・福祉	20	5	12			3	5	7
子育て・教育	38	9	18	5		8	5	7
市民活動等	79	16	53	13	6	6	6	10
都市基盤・産業	14	4	5	6	2	8	7	
環境	21	2	13	7	5	12		
情報発信	4	1	3	2	1	2	1	
合計	191	37	111	37	26	39	34	

協働相手は、「各種市民団体」が 111 事業と最も多く、かすがい女性連盟（かすがい男女共同参画市民フォーラムなどで協働）や春日井市体育協会（市民体育大会などで協働）、安全・安心まちづくりボニター*1、春日井市食生活改善協議会*2 などであった。次に多いのが、「事業者」の 39 事業であり、かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議*3 などであった。

「NPO法人」と「地縁団体」はそれぞれ 37 事業であり、「NPO法人」では、NPO法人けやきフォーラム（パソコン講座などで協働）など、「地縁団体」では、町内会等（都市公園等除草・清掃などで協働）などであった。

「個人」は 34 事業であり、その事業内容は、ささえ愛センター（市民活動支援センターの愛称）サポーターに登録した市民による情報紙「ささえ愛」の作成や新成人で組織された成人式実行委員会による企画運営などであった。

*1 防災・防犯など地域の安全についての活動をするボランティア団体で、春日井安全アカデミーの卒業者を対象とするボニター養成講座を修了し、協議会会長（市長）より委嘱を受けた人で組織したもの

*2 地域への食育推進等の活動をするボランティア団体で、ヘルスメイト養成講座を修了した人で組織したもの

*3 市民・事業者・市の三者協働による環境まちづくりを推進する組織として設立

(5) 協働の形態

協働を進めていくための手法（協働の形態）を次のとおり分類し、その分野別の状況は表5のとおりであった。

- ア 委託 市が実施主体となる事業を協働相手の特性を活かしてより効果的に実施するため、事業の全部又は一部を委ねる協働形態
- イ 事業共催 市と協働相手が共に主催者となって事業を行う協働形態
- ウ 事業協力 ア、イ以外で市と協働相手が定期的・継続的に協力し合いながら事業を実施する協働形態
- エ 補助・助成 協働相手が主体的に実施する事業に対して条例等の定めにより財政的な支援を行う協働形態
- オ その他 委託と事業協力等、ア～エのうち2つ以上の協働形態

表5 協働の形態の状況

(単位：事業)

協働の形態		委託	事業共催	事業協力	補助・助成	その他
協働分野	事業数					
防災・生活安全	15	5	2	6	2	
健康・福祉	20	2	1	13	2	2
子育て・教育	38	4		26	8	
市民活動等	79	19	5	43	8	4
都市基盤・産業	14	5	2	5	2	
環境	21	7	3	9		2
情報発信	4			4		
合計	191	42	13	106	22	8

協働の形態は、「事業協力」が106事業（55.5%）と最も多く、公民館などで行っている講座の講師や催し物、町内会等や事業者が当該地域を清掃するかすがいクリーン大作戦や道路施設アダプトプログラム^{*4}などであった。次いで、「委託」が42事業（22.0%）で、これは、市が示した仕様書等に沿って行う一般的な委託とは異なり、市と協働相手の双方の特性が活かされるよう事前及び実施過程において、十分な協議と調整を行いながら共に主体的に取り組むものであり、NPO法人など多数の団体等で組織された実行委員会による春日井まつりや地元町内会等による都市公園等除草・清掃などであった。

「補助・助成」は22事業（11.5%）であり、町内会等に対する諸活動等への助

*4 アダプト(adopt)とは「養子縁組をする」という意味があり、公共施設を養子にみたくて市民がその里親となり、養子の世話（清掃や美化活動）を行い、行政はその活動を支援する制度

成、防犯灯設置の補助などであった。また、「事業共催」は 13 事業（6.8%）であり、NPO法人や各種市民団体と共催して市民活動を紹介するささえ愛センターまつりや春日井市区長町内会長連合会と共催して町内会等の活動事例発表や表彰などを行う地域づくり推進大会などであった。

「その他」は2つ以上の協働形態のもので8事業（4.2%）あり、生涯スポーツ普及振興を図るレクリエーションスポーツ祭の開催のため、春日井市スポーツ推進委員連絡協議会に「委託」、春日井市スポーツ少年団本部などと「事業協力」を行うものなどであった。

2 着眼点別の調査結果及び問題点

着眼点別の調査結果及び問題点は次のとおりである。

なお、特に問題と考えられる点については、**ゴシック体**で表記した。

<着眼点1>

市民協働事業の趣旨や必要性は検討されているか。

市民協働とは、地域課題を解決する手段の一つであり、それぞれの特性や立場を尊重し補完し合うことにより、相乗効果として効率的・効果的な事業展開が期待できることである。

(1) 協働の必要性は検討されているか。

市民協働により事業を効果的に実施するためには、地域課題の把握を原点として、市民協働の意義を理解した上で、事業そのものの協働の適性や協働によってもたらさせる効果、また、協働の形態や活動領域などを総合的に検討することが重要である。

ア 地域課題の把握

地域課題の把握の状況は、表6のとおりであった。

表6 地域課題の把握の状況（複数回答あり）

（単位：事業）

地域課題の把握		市民等との 意見交換	アンケート	既存事業	全国的課題	うち他市等 事例を参考
協働分野	事業数					
防災・生活安全	15	2	3	1	10	
健康・福祉	20	3	11	1	6	2
子育て・教育	38	6	2	12	21	1
市民活動等	79	25	25	21	20	6
都市基盤・産業	14	5	1	6	5	2
環境	21	6	7	9	4	1
情報発信	4	3			1	
合計	191	50	49	50	67	12

市民等との意見交換により地域課題を把握しているものは50事業、アンケートの実施によるものは49事業であり、そのうち8事業は意見交換とアンケートの両方を実施していた。これまでに実施してきた事業の状況（既存事業）から地域課題を把握していたものは50事業であった。

広く地域課題として認知(全国的課題)されていた67事業のうち12事業は、更に他市等の取組状況を参考としていた。とはいえ、他市等の事例にはそれぞれに事情があるものと考えられるので、本市地域課題と比較考量の上、本市特有の課題が他にないかなどの把握に努めることが望ましい。

イ 市民協働の経緯

市民協働に至ったきっかけの状況は、表7のとおりであった。

表7 市民協働に至ったきっかけの状況

（単位：事業）

きっかけ		市からの 提案	市民等から の提案	協議	不明
協働分野	事業数				
防災・生活安全	15	5	3	5	2
健康・福祉	20	19		1	
子育て・教育	38	17	7	1	13
市民活動等	79	38	9	12	20
都市基盤・産業	14	5	5	4	
環境	21	17		4	
情報発信	4	1	1	2	
合計	191	102	25	29	35

市民協働に至ったきっかけは、市からの提案によるものが102事業（53.4%）

で、地域の実情に合わせて実施することが効果的な事業として地縁団体などに提案したものであった。市民等からの提案によるものは 25 事業（13.1%）で、市で対応していた業務について協働の手法を取り入れたものなどであった。両者での協議によるものは 29 事業（15.2%）で、地域課題の解消のため市民等と協議をする中で、既存事業に市民協働の手法を取り入れたものや協働により新たな事業として実施したものであった。残りの 35 事業（18.3%）は、長期にわたり実施されており、市民協働の経緯は不明であった。

また、市民協働の必要性の検討については、全ての事業で行われており、検討の結果、協働相手の特性を活かした市民サービスの向上、地域課題の解消や認知度の向上が見込まれるもの、協働相手からの提案が市の事業目的と合致するものなどであった。

ウ 市民協働に対する職員の理解

職員が事業の実施に当たり、市民協働の意義を理解するために参考としたものの状況は、表 8 のとおりであった。

表 8 参考としたものの状況（複数回答あり）

（単位：事業）

協働分野	事業数	あり（71事業）				なし
		春日井市市民活動促進基本指針	本市の他事業の取組	他市等の取組	他市等のマニュアル・指針等	
防災・生活安全	15		2	6	1	8
健康・福祉	20		3	3	1	13
子育て・教育	38		4	3	3	29
市民活動等	79	4	17	17	2	44
都市基盤・産業	14		1	8	3	5
環境	21			1	1	19
情報発信	4	1	1	1		2
合計	191	5	28	39	11	120

（注）春日井市市民活動促進基本指針のうち 1 事業は、春日井市ボランティア活動推進基本計画も参考

参考としたものがあつた 71 事業（37.2%）のうち最も多いのは、他市等の取組の 39 事業、次いで、本市の他事業の取組の 28 事業であり、先行事業から具体的な事務の進め方や効果などを参考としていた。他市等が策定したマニュアルや指針等を参考としていたものが 11 事業に対して、春日井市市民活動促進基本指針が 5 事業にとどまっているのは、職員の認識が不十分なのか、指針

が行政ニーズに合致していないのか疑問を覚える。また、何も参考としなかった120事業（62.8%）については、市民協働に取り組む必要性に鑑みて求められる事業や協働の向上性の意識が薄いのではないかと思料される。

市民協働は、市及び市民等がそれぞれに抱える課題の解決という必要性の下に参加・協力し合うことにある。よって、協働相手との相乗効果を発揮し、効果的・効率的な市民協働事業の実施のためには、職員一人ひとりが市民協働の意義の理解を深めることは不可欠といえる。

(2) 協働で実施する目的や効果は明確にされているか。

市民協働の目的や期待する効果の明確化は、すなわち市民協働の必要性を問う根幹であり、協働相手と共有されるべきテーマである。そして、協働相手の選定や実施後の評価・検証に当たり重要な判断基準となるものである。

ア 目的や目標の設定

協働で実施する目的や目標の設定状況は、表9のとおりであった。

表9 目的や目標の設定状況

(単位：事業)

協働分野	目的や目標の設定 事業数	あり (129事業)		なし
		市が設定	意見交換により設定	
防災・生活安全	15	5	3	7
健康・福祉	20	13	1	6
子育て・教育	38	22	5	11
市民活動等	79	29	23	27
都市基盤・産業	14	5	4	5
環境	21	9	10	2
情報発信	4			4
合計	191	83	46	62

目的や目標を設定していたものは129事業（67.5%）で、市が設定していたものが83事業（43.4%）、市と対等な立場での意見交換により設定していたものが46事業（24.1%）であった。設定していなかったものは62事業（32.5%）で、事業の目的はあるものの、市民協働の目的や目標の設定が行われていないことから市民協働事業の継続性が懸念される。

市及び市民等が市民協働の目指すべき姿を共に理解し、自主性・主体性の尊重の下に相乗効果を発揮するためには、また、継続・発展のためにも市民協働

としての目的や目標を設定することが不可欠である。

イ 期待する効果

協働により期待する効果を次のとおり分類し、その状況は表 10-1 のとおりであった。

(ア) 市民サービスの拡充

- ・ 必要な知識、技術の専門性などノウハウを活かしたサービスの提供
- ・ 個々の状況やニーズに対応したきめ細かく柔軟なサービスの提供
- ・ 協働相手を通じたより迅速な市民ニーズの把握

(イ) 市や協働相手の意識改革と成長（以下、「意識改革・成長」という。）

(ウ) 市民参加の促進

- ・ 多くの市民参加と動機づけ
- ・ 地域コミュニティの形成
- ・ 市民に対する協働相手や地域課題の認知度の向上

(エ) サービス拡充による経費の抑制（以下、「経費の抑制」という。）

表 10-1 期待する効果の状況（複数回答あり）

（単位：事業）

協働分野	期待する効果				
	事業数	市民サービスの拡充	意識改革・成長	市民参加の促進	経費の抑制
防 災 ・ 生 活 安 全	15	10	1	8	3
健 康 ・ 福 祉	20	15	1	9	7
子 育 て ・ 教 育	38	35	2	17	12
市 民 活 動 等	79	64	11	48	26
都 市 基 盤 ・ 産 業	14	10	4	12	6
環 境	21	13	2	20	10
情 報 発 信	4	4		3	2
合 計	191	151	21	117	66

期待する効果として最も多かったものは、「市民サービスの拡充」の 151 事業で、協働相手の高い専門性などのノウハウの活用、利用者側でもある地域住民による柔軟な対応などであった。次いで、「市民参加の促進」の 117 事業で、ごみ問題など広く市民の参加を求めるものなどで、地域コミュニティの根幹であり協働の推進役を担う町内会等や各種市民団体等の活動促進などであった。

「経費の抑制」は 66 事業で、サービスの拡充や事業拡大に伴う経費を抑制し、

最少の経費で最大の効果を上げるものとなっていた。

また、期待する効果を表9の目的や目標の設定状況別に分類した状況は、表10-2のとおりであった。

表10-2 目的や目標の設定状況別の期待する効果(複数回答あり)(単位:事業)

期待する効果 目的や目標 の設定状況		事業数	市民 サービス の拡充	意識改革 ・成長	市民参加 の促進	経費 の抑制	
市	が	設定	83	58	1	52	25
		意見交換により設定	46	39	13	33	22
		設定していない	62	54	7	32	19
合		計	191	151	21	117	66

目的や目標の設定状況別の期待する効果は、全ての設定状況において「市民サービスの拡充」が最も多く、次いで「市民参加の促進」であった。意見交換により設定した事業は、「意識改革・成長」が他の設定状況に比べ多く、企画段階から双方が関わることにより、相互理解を深め協働の強化を期待させるものであった。目的や目標を設定していない事業においても多くの効果を期待していたが、目的や目標を設定していないため、何のために、何をどうするのかといった協働相手と共有されるべき市民協働の必要性が不明確であった。

市民協働の趣旨に照らし、市と市民等が互いの役割と責任を自覚し、自主性と主体性を尊重し合うためにも、意見交換による設定が望ましい。

(3) 協働相手の選定は目的等に沿ったものとなっているか。

協働相手の選定に当たっては、事業目的や市民協働で取り組む意義、期待する効果などから一定の基準を設け、各事業に適した協働の形態とし、今後の市民協働の促進や事業の継続性を踏まえて慎重に相手方を選定する必要がある。

協働相手の選定の基準及び方法は、表11のとおりであった。

表 11 選定の基準及び方法

(単位：事業)

協働分野	選定の基準・方法 事業数	基準		方法		
		あり	なし	特定の相手方	関連団体等	公募
防災・生活安全	15	14	1	11	3	1
健康・福祉	20	19	1	14	2	4
子育て・教育	38	36	2	26	6	6
市民活動等	79	73	6	53	9	17
都市基盤・産業	14	12	2	5	1	8
環境	21	19	2	12	3	6
情報発信	4	3	1	2		2
合計	191	176	15	123	24	44

選定の基準を設けているものは176事業(92.1%)で、主に市民協働事業の遂行に必要な専門性などのノウハウを基準としていた。基準を設けていないものは15事業(7.9%)で、より多くの市民参加を目指すため設ける必要がないものであった。

選定の方法については、特定の相手方のみ周知していたものが123事業(64.4%)で、事業実施のため組織された実行委員会や市で養成した者、活動実績やノウハウなどから他に協働相手がないことによるものであった。関連団体等に周知していたものは24事業(12.6%)で、実施事業の分野で活動している複数の相手方への周知や各種市民団体等の活動を把握している部局との連携によるものであった。公募は44事業(23.0%)で、市ホームページへの掲載等により周知されていた。

<着眼点2>

市民協働事業は効果的に実施されているか。

市民協働事業を効果的に実施するためには、市と協働相手が対話や協議を通じて目的や課題、役割分担などを明確にし共有を図ることが重要である。

(1) 必要な情報は十分に共有されているか。

市民協働事業の実施に当たっては、目的や目標、実施上の問題点などの情報を市と協働相手の間で共有されていることが必要である。

事業の実施前及び実施中の情報共有の状況は、表12のとおりであった。

表 12 情報共有の状況

(単位：事業)

協働分野	事業数	実施前			実施中（複数回答）			
		あり(177事業)		なし	あり(155事業)			なし
		対話・協議	通知		対話・協議	実地確認	報告	
防災・生活安全	15	4	11		12	7	1	2
健康・福祉	20	3	13	4	13	2	2	5
子育て・教育	38	9	23	6	16	12	10	13
市民活動等	79	35	41	3	62	16	8	6
都市基盤・産業	14	6	8		12	3	3	2
環境	21	11	9	1	12	1	2	7
情報発信	4	3	1		2		3	1
合計	191	71	106	14	129	41	29	36

実施前に必要な情報を協働相手と共有していたものは 177 事業（92.7%）で、その方法は、対話・協議によるものが 71 事業（37.2%）、文書やメールなど通知によるものが 106 事業（55.5%）であった。共有していなかったものは 14 事業（7.3%）であり、その多くが長期にわたり協働に取り組んでいることから互いに目的や目標等を認識していたが、計画性の観点や相互理解を深めるため情報共有されることが望ましい。

実施中の進捗状況や問題点について情報共有をしていたものは 155 事業（81.2%）で、その方法は、対話・協議によるものが 129 事業、実地確認によるものが 41 事業、報告によるものが 29 事業であった。共有していなかったものは 36 事業（18.8%）で、講座や催し物のほか補助金事業など実施中の情報共有が不要なものであった。

協働相手と対等な立場で対話・協議することは、考え方や取り組み方の違いを調整し、効果的・効率的な事業展開やその後の継続・発展にもつながることが期待できると考えられることから、できる限り対話によるコミュニケーションが図られることが望ましい。

(2) 役割分担は明確にされているか。

市民協働事業は、協働する関係者間において、それぞれの立場を尊重し特性を活かした役割分担は極めて重要であり、その役割分担に応じて互いが責任を持って事業に携わることができるよう実施前に明確にしておくことが必要である。

役割分担の決定状況は、表 13 のとおりであった。

表 13 役割分担の決定状況

(単位：事業)

役割分担の決定		市が決定	対話・協議 により決定	協働相手が 決定
協働分野	事業数			
防災・生活安全	15	8	7	
健康・福祉	20	18	1	1
子育て・教育	38	27	10	1
市民活動等	79	44	32	3
都市基盤・産業	14	8	5	1
環境	21	11	10	
情報発信	4	4		
合計	191	120	65	6

すべての事業において役割分担は明確にされていた。その決定方法は、市が決定しているものが 120 事業 (62.8%) で、講座など市が実施内容を決定し、その事業目的に合致する協働相手に依頼するもので、このうちの 29 事業は補助金・助成金などで要綱等が定められていた。市と協働相手の対話・協議により決定しているものは 65 事業 (34.0%) で、実行委員会・協議会形式で多数の団体等が特性に応じて企画段階から携わるものであった。協働相手が決定しているものは 6 事業 (3.2%) であり、知識・技術の高い専門性が求められるものであった。

<着眼点 3 >

市民協働事業の評価・検証は行われているか。

市民協働の関係者間における評価・検証は、事業目的の達成状況や成果の確認に加え、市民協働が効果的に機能したかなど一連の過程を振り返るものであり、今後の市民協働事業の継続・発展に活かしていくためにも重要である。

(1) 成果や効果等の評価・検証はされているか。

ア 事業効果の確認

事業が効果的に行われているかを確認することは、事業目的の達成確認に加え、新たな市民ニーズの把握や効果的な事業展開のためにも必要である。また、その事業にとって市民協働という手法が適切であったかを判断する上でも重要である。

事業効果の確認状況は、表 14 のとおりであった。

表 14 事業効果の確認状況

(単位：事業)

事業効果の確認		あり (128事業)		なし
協働分野	事業数	アンケート等調査	実施報告等	
防災・生活安全	15	5	2	8
健康・福祉	20	8	1	11
子育て・教育	38	10	13	15
市民活動等	79	52	11	16
都市基盤・産業	14	7		7
環境	21	14	2	5
情報発信	4		3	1
合計	191	96	32	63

事業効果の確認をしていたものは128事業(67.0%)であり、参加者から満足度などのアンケート調査や聞き取りを実施していたものが96事業(50.3%)で、実施報告等から確認していた32事業(16.7%)は、参加人数の増減から効果を推測するものなどであった。確認していなかった63事業(33.0%)は、防犯に関する啓発事業など、アンケート等による確認が困難と思料される事業もあるものの、PDCAの観点からは可能な限り実施されることが望ましい。

イ 市民協働事業の評価・検証

協働の成果や効果、情報共有、役割分担など市民協働の一連の過程について市と協働相手が対等な立場で評価・検証を行うことは、認識の違いや新たな課題を発見することであり、今後の市民協働の継続・発展につながるものと考えられる。

市民協働事業の評価・検証の状況は、表15-1のとおりであった。

表 15-1 市民協働事業の評価・検証の状況

(単位：事業)

評価・検証		実施	うち 中間 評価も実施	未実施
協働分野	事業数			
防災・生活安全	15	2		13
健康・福祉	20	11	1	9
子育て・教育	38	15	4	23
市民活動等	79	37	8	42
都市基盤・産業	14	5		9
環境	21	14	2	7
情報発信	4			4
合計	191	84	15	107

評価・検証を実施していたものは84事業(44.0%)であり、そのうち、中

間評価も実施していたものが 15 事業で、これは、円滑な実施と柔軟な対応を可能とし、協働の質や効果の高まりが期待できるものである。

評価・検証が未実施だったものは、実施報告や参加人数の増減などから推測しているものを含め 107 事業（56.0%）で、市民協働の一連の過程について確認していなかった。

また、評価・検証の方法と項目の状況は、表 15-2 のとおりであった。

表 15-2 評価・検証の方法と項目の状況（複数回答あり）（単位：事業）

評価・検証の項目	評価・検証の方法		対話・協議 (54事業)	通知 (11事業)	双方で自己評価 (2事業)	市が評価 (9事業)	共有なし (19事業)
	事業数 (84事業)						
課題や問題点の洗い出し	71		48	8	2	6	15
一連の過程	成果	39	29	4		4	6
	効果性	26	16	4		4	6
	情報共有	29	23	3		3	3
	役割分担	20	17	2		2	1

市民協働の評価・検証を実施していた 84 事業について、評価・検証項目では、「課題や問題点の洗い出し」が 71 事業で最も多かった。市民協働の一連の過程においては、「成果」が 39 事業、「効果性」が 26 事業、「情報共有」が 29 事業、「役割分担」が 20 事業であり、市民協働としての成果や効果が発揮されたか、協働相手との関係が適切だったかといった評価・検証は十分といえるものではなかった。

評価・検証の方法では、協働相手との対話・協議によるものが 54 事業であり、多数の団体等が参加し企画運営を行うものなどであった。文書やメールなどにより協働相手に通知していたものは 11 事業であり、そのうち、双方で自己評価・検証していたものが 2 事業、市が評価・検証していたものが 9 事業で、評価・検証内容は双方で共有されていた。19 事業については、市が評価・検証を行っていたものの協働相手と共有されていなかった。

評価・検証は、今後の市民協働事業の効果的な実施や市民協働の必要性の確認行為になるともいえる。また、協働相手と共に評価・検証することは、名実ともに市民協働事業の継続・発展、更には自主性と主体性のあるまちづくりに資するものであり、少なくとも評価・検証の内容については情報共有を図るべきである。

(2) 評価・検証を活用した見直しや改善はされているか。

市民協働事業の実施内容を評価・検証し、その情報が事業の改善や施策への反映に活用されることにより、より良質で効果的な市民協働事業につながることを期待される。また、見直しに当たっては協働相手との対話により行われることが望ましいものと考えられる。

表 15-2 評価・検証の方法 (84 事業) で分類した、市民協働事業の見直し・改善の状況は、表 16 のとおりであった。

表 16 市民協働事業の見直し・改善の状況 (単位：事業)

見直し・改善 評価・検証の方法	事業数	問題点あり (78事業)				問題点なし
		協働相手と見直し	うち改善有	市のみで見直し	うち改善有	
対話・協議により評価等	54	35	24	16	6	3
評価等内容を通知	11	8	6	3	2	
市が評価等 (共有せず)	19			16	7	3
合計	84	43	30	35	15	6

評価・検証の結果、問題点がなかった 6 事業を除いた 78 事業の全てにおいて見直しが行われていた。協働相手と見直しを行っていたものは 43 事業 (51.2%) で、そのうち、改善につながったものは 30 事業であった。市のみで見直しを行っていたものは 35 事業 (41.7%) で、そのうち、改善につながったものは 15 事業であった。協働相手との対話・協議により評価・検証を行ったもののうち見直しを市のみで行っていたものが 16 事業あり、見直し・改善の段階において協働相手との対話・協議が行われていないのは残念であった。

見直し後の改善の内容は、

- ・ 情報提供の見直し

- 案内チラシなどの配布先、媒体の拡大、リニューアル

- ・ 実施内容等の見直し

- 展示や体験コーナーなどの拡充・変更

- 日時の変更、実施回数の増加、実施場所の追加

- 参加者の安全・安心な環境づくり

- 参加者・利用者の利便性の向上

- 参加対象者や事業対象の拡充

- ・事務手順等の見直し
 - マニュアルの作成・修正
 - 従事人数の適正化、タイムスケジュールの変更
- などであった。

<着眼点4>

市民協働の状況は市民に周知されているか。

- (1) 市民の自主的・主体的な行動につなげるための情報提供となっているか。

市民協働事業の情報が市民に提供されることは、地域課題の周知とともに、改善・解決に向けた問題意識の喚起が可能となり、市民協働事業の促進につながる事が期待できる。

市民協働の情報提供の状況は、表17のとおりであった。

表17 市民協働の情報提供の状況

(単位：事業)

情報提供		実施	提供時期（複数回答）			未実施
			事業実施前	事業実施中	事業実施後	
協働分野	事業数					
防災・生活安全	15	4	1	2	3	11
健康・福祉	20	8	4	3	2	12
子育て・教育	38	28	23	2	7	10
市民活動等	79	64	54	6	20	15
都市基盤・産業	14	9	5	5	6	5
環境	21	16	6	3	9	5
情報発信	4	4	1	4	1	
合計	191	133	94	25	48	58

市民協働の情報提供を実施していたものは133事業（69.6%）であり、提供時期として最も多いのは事業実施前の94事業であった。情報提供は、月2回発行される「広報春日井」や市・協働相手のホームページ、事業用ポスターやパンフレットのほか、協働相手の活動紹介などであり、その効果としては次のようなものがあつた。

- ・協働相手の紹介パンフレットの作成・配布や過去の実施状況を写真付きでホームページに掲載することにより協働への参画者が増えた。
- ・ボランティア団体との協働事業において、関心を持った市民から問い合わせや団体への加入があつた。

未実施の 58 事業 (30.4%) は、事業実施の P R はされていたものの市民協働の啓発を図る情報提供といえるものではなかった。

市民への情報提供は、地域課題の認知とともに、市民協働のきっかけづくりを可能にするものと思料される。調査の中では自主的・主体的な行動につながった事例も確認されており、積極的な情報提供を求めるものである。

<着眼点 5 >

市民活動の促進等は図られているか。

市と市民が自主性と主体性を尊重し対等な立場で助け合うまちづくりを進めるためには、市民協働の推進は不可欠な要件といえることから、市民活動の促進のためにも関連部局との連携の下に全庁的な展開が求められるものと考えられる。

(1) 関連部局との情報共有や連携、協働事業の拡充は図られているか。

市民活動の促進、すなわち市民協働の推進は、関連部局における全庁的な水平展開が期待される場所であり、情報共有や連携を図ることはもとより、協力等しながら効果的な協働事業の展開を図っていくことが必要と考えられる。

市他部局との情報共有・連携の状況は、表 18 のとおりであった。

表 18 市他部局との情報共有・連携の状況 (単位：事業)

協働分野	情報共有・連携	あり	なし
	事業数		
防 災 ・ 生 活 安 全	15	1	14
健 康 ・ 福 祉	20	2	18
子 育 て ・ 教 育	38	5	33
市 民 活 動 等	79	12	67
都 市 基 盤 ・ 産 業	14		14
環 境	21	4	17
情 報 発 信	4		4
合 計	191	24	167

市他部局との情報共有・連携を行っているものは 24 事業 (12.6%) で、その内容は、

- ・ 開催講座等の公民館、ふれあいセンター間での情報共有
- ・ 参加者募集時の連携
- ・ 事業対象者が集まる会場での同時実施
- ・ 保有する資材の提供

などであった。情報共有・連携を行っていない 167 事業（87.4%）のうち 28 事業は、県など他団体との情報共有等を実施していた。また、73 事業は、関連する他部局はなかった。

関連部局間での情報共有・連携を実施している事業は少なく、各部局で行っている市民協働事業の取組事例や成果などの情報が全庁的に共有されているとはいえない難いものであった。

また、市民協働事業の継続・発展のためには、市と協働相手にとどまらず、市民同士の情報共有や活動が重要であり、そのために、次のようなことが取り組まれていた。

- ・協働相手、市民活動団体の育成

研修会の開催や他者が実施する研修会の案内

- ・交流の場の提供

関連団体同士や利用者との交流の場の提供

- ・市等の情報提供

市実施事業や協働相手の活動などの情報提供

- ・市民活動の支援

補助・助成、地域住民主体の活動に対する資材貸与など

- ・自主事業への展開

協働相手による独自サービスの開始

市民協働の推進のためには、全庁的な水平展開が必要であり、そのためにも、市民協働事業の目的や目標、評価・検証などの一連の過程情報を提供し、全庁的に共有し得る環境づくりが欠かせないものと思料される。それにより、課題解決能力の向上や市民協働の持続的な発展につながり、ひいては地域課題の適切かつ迅速な対応が期待できるものと思われる。

第6 意見

市民協働は、地域や行政単独では解決できない複雑・多様化した地域課題に対して、多様な主体が対等な立場で互いの特性を補完し合いながら連携・協力することにより解決を目指すものである。そのためには、目的を共有した上で目標を立てながら、互

いの役割や責任を自覚し、自主性と主体性を尊重することが重要であり、その相乗効果は多くの人々が「暮らしやすさ」や「幸せ」を感じることができる魅力的なまちづくりの実現に資するものと考えられる。また、市民一人ひとりが地域課題に関心を持ち、自主的・主体的な行動につなげることは、更なる市民協働の推進に寄与するものである。

本市では、平成24年に「春日井市市民活動促進基本指針」を策定し、各分野で市民活動の促進を図るため、様々な事業に取り組んでいるところである。

しかしながら、「第5 監査の結果」で示したように、目的及び目標の設定や評価・検証、情報共有など市民協働の推進にとって欠かせない一連の過程が十分に行われていない状況が確認された。

については、市民協働事業の効果的な実施を求めて、次のとおり意見をまとめたので、これを参考に適切な事務の執行に努められたい。

1 市民協働の目的及び目標設定と評価・検証を求めるもの

市民協働に至るには、市から市民等への提案、市民等から市への提案、両者協議による提案など様々なきっかけがある。市民協働事業として実施するに当たっては、協働で取り組む必要性を検討した上で、目的を協働相手と共有し、同じ目標の実現に向けて共に主体的に事業に取り組むことが重要である。また、実施後には双方で振り返り、今後の市民協働事業の継続・発展に活かしていくことが期待される。

しかしながら、一部の事業において、市民協働としての目的及び目標が設定されていないものや市民協働の効果や有効性などについて評価・検証されていないものが見受けられた。これは、協働相手との認識の乖離や市民協働の意義を見失うことが懸念され、ひいては市民活動推進の阻害要因ともなりかねない。

については、市民協働事業の効果的な実施と継続・発展のため、市民協働の目的及び目標の設定と評価・検証を求めるものである。

2 市民協働事業に関する積極的な情報提供を求めるもの

市民に対して市民協働事業の情報を提供することは、市民協働や地域課題への認知度を高めるとともに、市民一人ひとりの自主的・主体的な行動につながる効果が期待できるものである。このことは、今までサービスの受け手であった市民が、新たなサ

ービス提供の担い手となる可能性を秘めているものであり、調査の結果では、いくつかの事業において自主的・主体的な行動につながるものがあった。

しかしながら、一部の事業において、事業情報の提供にとどまり、地域課題の周知をするような市民協働の情報が提供されていない状況が見受けられた。

については、より多くの市民が地域課題を認知し、より多くの市民の自主的な参加が期待できるよう、市民協働事業に関する積極的な情報提供を求めるものである。

3 市民協働を推進するため全庁的な連携を求めるもの

市民協働に関する情報は、毎年度作成される市民協働取組状況一覧表（事業概要、協働相手などの外形的情報）によりホームページで市内外に提供されていたが、調査対象事業のほとんどにおいて、各部局に対する市民協働事業推進のための全庁的な水平展開を期待する情報（目的及び目標、評価・検証などの一連の過程）の共有はなされていなかった。

については、職員が協働の意義や必要性を十分に理解し、積極的に市民協働に取り組むことができるよう人材の育成を図ることはもとより、市民活動の推進を担う部局を中心として、ノウハウや評価結果等必要な情報が入手しやすい環境を整えるなど、市民協働の推進、ひいては魅力的で実効性のあるまちづくりの実現と春日井市のブランド力向上のために全庁的な連携を求めるものである。